

○岩沢座長 それでは、「第三国定住に関する有識者会議」の第8回会議を始めさせていただきます。

本日は、根本オブザーバーが欠席されております。

なお、RHQの保坂英博オブザーバーの異動に伴い、後任の横山佳孝本部長臨時代行にお越しいただいております。一言お願いします。

○RHQ（横山） 先週の11日付でRHQに異動しました横山と申します。前職は国連関係の仕事を3年ぐらいやっております、RHQのほうに異動になりました。難民関係は関心を持っておりますが、実際に仕事に携わるのは今回が初めてであります。どうぞよろしく願いたします。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、本日の配付資料について、事務方から説明をお願いします。

○中川参事官 それでは、お手元にお配りさせていただいております資料は、配付資料の目録どおりでございます。

資料1は、本日の議事次第です。

資料2が、UNHCR作成の資料です。

資料3が、論点整理のたたき台です。

以上でございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、これより議題に入ります。議題はお手元の資料1のとおりです。まず、2(1)「第3陣の辞退を巡る状況について」という議題です。具体的には第4陣を選考するに当たっての基準の見直しの議論を前回からしていただいているわけでございます。今日はその議論の続きをさせていただくわけですが、確認させていただきたいのは、選考の基準の見直しは当面、第4陣の選考についてということで見直しをさせていただいております、パイロットケース後の将来的な話につきましては改めて年明けから議論する時間が確保されておりますので、パイロットケース後の話はまた別途行う機会があるということで、当面は第4陣についての基準ということで議論しているということを確認させていただきたいと思っております。

まず、前回御欠席の委員もいらっしゃいますので、前回の議論の結果について整理させていただきたいと思っております。

次の3点については、原則賛成ということで合意いただいたと思っております。家族の呼び寄せ、対象民族の拡大、タイ国内の2キャンプへの拡大。もう一つの論点として、マレーシアの都市型難民については第4陣からは難しいということで、議論の結果、合意いただいたと理解しております。

この議論の意見のまとめ方ですが、基準の見直し、そしてそれについての有識者会議としての意見に関しては、意見書を別途作成するということではなく、この会議の議事概要にその意見を残すという形で、我々の結論を政府に御提出したという形にしたいと思っております。

いるのですが、それでよろしいでしょうか。

(了承)

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き議論させていただきたいのですが、前回積み残しの部分がありまして、タイの2キャンプ拡大と、出国前研修のビルマ語対応費用の関係について、事務局で検討するということがあったのですが、検討状況を御説明いただきたいと思います。

○中川参事官 現在、IOMさんとの間でも予算面についての協議を行っているところなのですが、申し訳ないのですが、現時点でまだ明確な結論には至っておりません。

いずれにいたしましても、この問題は運用面での制約に関するものということでございますので、前回の有識者会議で出していただいた結論自体の変更というものではないと思っております。できるだけ次回までには御説明できるように準備したいと思っております。

○岩沢座長 ありがとうございます。

続きまして、UNHCRから、今日の議題に関連する資料を御提出いただいておりますので、順に説明していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○UNHCR (小尾) ありがとうございます。こちらから提出させていただきましたのは、いわゆるUNHCRが各国の政府の方々に、第三国定住のプログラムのもとでどういう方を選考していただき、その推薦を行うか、その提出に関わる、特に家族をどのように見ているかということについて書かれたところの抜粋です。英語、邦訳も付けておりますが、実はこの邦訳につきましては、ハンドブックというのをこちらに持って参りましたけれども、今作成中で、おそらく今月中にはでき上がるという見込みですので、1月の初めには皆様にお配りできると思っておりますので、お楽しみにということでございます。

内容といたしましては、家族の構成は、いわゆる血の繋がりのある親と子だけに限らず、主たる申請者に経済的、精神的、社会的に依存している拡大家族の概念というものを私どものほうは使っているということをごちからで示させていただいたということになります。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの事務局、UNHCRの説明に関して、何か御質問、ご意見はございますか。

○IOM (橋本) 私が前回申し上げたことで、今日根本先生がいらっしゃっていないのですが、根本先生から御指摘いただいたことで、私が間違ってしまったことがあったので、この場を借りて訂正をさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。根本先生から前回、ビルマ語及びカレン語を話すIOMの職員が対応すれば、その2か国語で出国前研修ができるのではないかと御指摘がありまして、私のほうから、同時に2か国語を話すわけにはいかないのではというふうに御説明したのですけれども、実際には2倍の時間がかかるということではなくて、どうにかやりくりをすることによって、私どもIOMのカレン語及びビルマ語を話す職員の者が出国前研修をすることによって、2倍まで行かない時間で両言語の話者の難民の方に出国前研修をすることができるという情報がタイの事務所か

ら参りました。お詫びとともに訂正をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○太田委員 UNHCRさんの資料で、「未成年である難民、特に同伴者のない子供や少女を、特に後見や養子縁組に留意しつつ、保護すること」ということですが、こういった養子縁組の制度というのは、法的にといいますか、どういう形で考えればよろしいのでしょうか。

○UNHCR（小尾） これはおそらく伝統的に、あるいは社会的に見て、法的にそういった養子縁組の制度で子どもを自分の子どもとして育てることが必ずしもなくても、ある大人が自分の例えば姪、甥の養子を自分の子として面倒を見てきたということも一応含めながら、特に子どもの場合はその人達と恐らく社会的、精神的な繋がりがあるような子どもに関しては、それを家族の1単位として見るということがございます。

この前の第7回のときに石井さんのほうから御質問があったかと思うのですが、例えば甥であるとか、姪であるとか、あるいは遠い親戚の子どもが大人にくっついて国境を越えてやって来た。その子どもの最善の利益というものはどういうことなのかということ、いわゆる児童の権利条約に基づいて判断するという委員会がタイの中ではきちんと設定されております。

ですから、例えば必ずしも血が繋がっていない子どもを連れてきた大人がいて、もしかしたらこの人とはどれぐらいの依存関係にあるのかということが明らかでないような場合には、その委員会がこの子どもに関しては最善の利益は何なのかということ、それを判断する。それに伴って、この子がその家族と一緒に第三国定住に乗かって他の国に行くということが果して最適なのかをとかということも同時に判断する。そういった対処、あるいは取り組みができております。

○岩沢座長 血が繋がってなくても、例えば両親が亡くなってしまって、知人や隣人と一緒に逃げてきて、言わば子ども同様に世話されているというようなケースもあるのではないかと推察するのですけれども。

○UNHCR（小尾） そうです。それも入っております。ただ、これまで私どもが見てきた限り、大人が「私の子どもとしてこれから育てていきます」というようなことがあっても、搾取であるとか、家庭内暴力といった、そういった保護の問題が出てきているということもあったもので、それであるならば、必ずしも血の繋がっていない子どもに関しては、やはり第三者がこの子どもにとって最善なこと何なのかということ、組織的に対処することが必要なのではないかと、こういう形で大量に人が入ってきたりという場合には、そういったケースは多々あるわけで、それに関しては子どもの最善の利益ということ、それをまず最優先するということになっております。

○岩沢座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。どうぞ。

○池上委員 UNHCR資料の「誰が家族の構成員か」というところで、先ほど小尾さんから言及があった核家族の理解ですね。「一般的に、配偶者と二人の間の未成年または扶養さ

れている未婚の子ども」の後、「未成年の兄弟姉妹で構成されると考えられている」と。通常、社会学とか文化人類学で言うと、前者だけ、つまり配偶者と未婚の子どもの核家族と言うのですが、UNHCR的理解では未成年の兄弟姉妹も含まれるというふうに書いてあります。これはこういう理解だとわかるのですけれども、そうすると、今、日本の第三国定住が狭い意味での核家族、つまり配偶者と未婚の子どもまでというふうに限っているのは、UNHCR的な見方からすると、すごく狭い設定だなという印象を世界中から受けるのかなと思うのですけれども、それはいかがですか。

○UNHCR (小尾) ありがとうございます。この間も最後のところで申し上げましたけれども、これまで大家族、あるいは一つのグループとして、単位としてお互いに助け合いながら家族同様に過ごしてきた人達が、第三国定住のプロセスに乗っかることによって分離してしまう、あるいは離散してしまう、それに伴うリスクというのをやはりきちんとはかる必要があるのではないかと。

例えば、第三国定住で親と子、10人いた中の3人の人達が乗かってしまう。そこに未成年の子どもが非常に精神的な繋がりの大きかった主たる申請者に付いていけなかったがゆえに、キャンプの中に残されてしまう。それに伴って、その子達が今度自分達が生活していくという術を失ってしまうであるとか、あるいは暴力であるとか、特に性暴力の対象になってしまう。そういったリスクはともかく避けたい。本当に最小にしていけない限り、第三国定住で安全なところに行く家族はいいかもしれないけれども、それによって取り残されてしまって、今度は残された家族が危険な目に遭うということはなるべく避けるべきであるということからも、血が繋がっていなくても、あるいは血が繋がっていても遠縁である、そういう方々に関しても1つの単位として、私どもとしては第三国に提出するときにはお願いするようという形をとっております。

○池上委員 その上で質問ですけれども、いいですか。

○岩沢座長 どうぞ。

○池上委員 2つあるのですけれども、未成年というところの理解です。これは、当然いわゆる先進国ですら、18歳だったり、20歳だったり、さまざまな見解がありますよね。そこは当該社会、つまり当該グループの成人観によっているのか、客観的な年齢なりの基準があるのかというのが質問の1点です。まずここから伺います。

○UNHCR (小尾) もちろん、その人達が出てきた国で何歳から大人として見られるのかという国内法での基準というのが一つあると思うのですけれども、私どもは国際的に、あるいはUNHCRとして使われているのは、18歳ということで一応線引きをしております。

ただ、第三国によっては、子どもという概念をもっと幅広く使っている国もありまして、例えばアメリカは21歳までの人達を子どもというわけですけれども、21歳にまだ達していなければ、彼らを子どもとしてその家族の単位に入れている。そういう国もありますので、国によってはまちまちであるということです。

○池上委員 では、2つ目の質問です。兄弟姉妹というところの理解ですけれども、これ

は前回も話題になったと思うのですが、日本の社会で兄弟姉妹というと、いわゆる血のつながりが非常に近い2親等を指しますよね。

でも、アジアの国々なんかの場合には、私達の間で言う従兄やはとこも、父親同士が兄弟というだけではなくて、お祖父同士が兄弟なんかも、私達が「お兄さん」と言う言葉と同じ言葉で言ったりするのです。私自身、人類学者としてインドネシアの社会に行ったときに、「これ、うちの兄さんだよ」というのがものすごくたくさんいて、何だこれとは、最初驚いたことがあるのですけれども、系譜を見ると、お祖父さんの世代で兄弟だった。

この兄弟姉妹という概念は、先進国的な生物学的なところの2親等を指すのか、その当該社会において、これは兄弟姉妹だというふうに見なすものは引くのか。つまり、あくまでも基準を先進国の側、あるいはUNHCRの側で客観的に持つのか、当事者の側の観点で線を引くのかということについて、兄弟姉妹についてもお伺いしたいと思います。

○UNHCR（小尾） 私が知る限りでは、先進国というのでしょうか、血のつながりのある兄弟、例えばはとこの子どもであるとか、いとこの子どもということまでには広げていないと思います。

ただ、これまで申しましたように、拡大家族という概念も使っておりますので、その中で、例えば本当に小さいときから兄弟姉妹と同じような形で育てられてきたはとこの子どもという人がいれば、それは拡大家族の概念で1つのグループの単位の中に含めるということで提出させていただく例というのはあったと記憶しております。

○岩沢座長 ありがとうございます。引き続き、第4陣の選考に関しての基準の見直しにつきまして、まだ残っている2つの論点がございまして、それについて議論させていただきたいと思います。

単身者の受け入れと家族の同行ですが、前回の会議以降、再度意見照会をさせていただきました。皆様、お忙しい中、御協力ありがとうございました。事務局の方で委員の皆さんの御意見の概要をまとめたものです。事務局から説明をお願いします。

○中川参事官 お忙しい中、御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。この意見照会の趣旨ですけれども、意見照会の際にも述べさせていただいたとおり、この問題が日本社会における社会統合という観点からの検討も必要であろうということ、その点からどのような受け入れが望ましいのか、あるいは望ましくないのかということについての御意見を任意に頂戴したものです。

最初に単身者につきましては、単身者を受け入れるという方向性自体は皆様方の御意見はおおむね一致をされていると思われまます。また、その際、どのような単身者が望ましいのかという点についても、自立可能性の高い者、健康で労働意欲のある者という点でも異論はないように見受けられますが、単にそれだけでよいのかという点については、委員の中には、それだけでは足りない、来日家族夫婦の兄弟姉妹、これは恐らく未婚という御趣旨だと思われまますけれども、そういう兄弟姉妹に限るべきで、日本に全く血縁を持たない単身者は受け入れるべきでないというように、言わば家族の絆が必要という御意見もありま

す。この点で委員の御意見が分かれている状況でございます。

続いて、家族の同行の部分です。受け入れが単身者での兄弟姉妹ということ的前提にすると、それ以外の親族についてということになるかと思われませけれども、一緒に連れてくる家族としてどのような家族の形態が望ましいのかという点でございますが、この点は前回と同様、夫婦とその子どもという核家族に限るべきという御意見、それから核家族に限定するのは再考の余地がある、あるいはUNHCRが言われるような実態として家族を検討すべきということで、この点につきましては御意見が分かれている状況でございます。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、この2つの論点について、順に議論させていただきたいと思います。まず、単身者の受け入れです。今説明にありましたように、皆さんの御意見を意見照会で伺ったところ、現在は単身者というカテゴリーでは認めていないわけですが、それを広げて単身者も対象に含めるという原則についてはほぼ認めていただいているのではないかと思います。どこまで広げるか。まず、健康で、勤労意欲があって、自立可能性が高いということが前提になる。つまり、単身者であれば全部ということではなくて、勤労意欲があって自立可能性が高いというのが前提となるという点も、恐らく委員の皆さんはほぼ一致されているのではないかとお見受けしたのですが、問題はその中で、夫婦と子どもという家族との親族関係にある者、つまり申請者の未婚の兄弟姉妹に限るという意見の方と、そういう血縁に限らず、つまり単身者であって勤労意欲もあって自立可能性が高い者であれば、申請者と血縁関係でなくても対象とするという意見の方がおられる。そこが非常に大きな論点かなと思います。委員の皆様の御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○太田委員 参考までにお伺いしたいのですけれども、キャンプ生活をされている方で、高齢という概念は何歳ぐらいになるのですか。例えば、長寿社会である日本の高齢者というのは、概念としては後期高齢が75歳、前期高齢は70歳、一般的に高齢者は65歳という概念があるのですけれども、それがそのままタイのキャンプの方に通じるのかどうなのかというところです。

○山田委員 見た限りで言うと、50歳、60歳もいますよね。例えば、メーラじゃなくて、もう一つのほうのキャンプは何と言いましたか、そのリーダーは明らかに五十五、六から六十の年齢でしたね。だから、日本的に言うと少し低いかもしれないけれども、高齢者というのはいることはいるし、かなり幅は広いと思います。

○太田委員 ちょっと質問の仕方を変えますと、日本に来て自立の可能性があるとこのころで、では単身者の方でどこまで自立した生活を営んでいけるかということが議論になると思うのですね。私なんか心配するのは、あるミャンマーの難民の方から、「20年前に自分は20代で来た、同じ時期に40代で来た人が今は生活保護を受けていてとても残念だ」という話を聞いたことがあるのですね。将来的に生活保護を受けるようになったり、日本での自立した生活ができなくなることが予想される年齢というのはどの辺なのかと

いうところで、今そういった御質問をさせていただいたのです。

○山田委員 私は受け入れのほうはよくわからないのですよね。例えば、先ほどの池上先生のように、人類学的に言うところの範囲だとか、あるいは太田先生みたいに実際に受け入れていろいろな経験があるのでしょうか、そういう悩みというか、疑問はあるのだろうかと思います。

ただ、私がこの問題の根本にしているのは、第三国定住というのは対象が難民なんじゃないか、移民じゃないぞと私は思っているのですよ。つまり、緊急性があつて国にも帰れない、非常に悲惨な人なのではないか。だったら、だれでもみんな受け入れたらどうだと。来てからいろいろな問題が起きるかもしれないけれども、まずはそこにいる人を入れてあげたらどうかなというのが私の基本なんです。だから、皆さんとちょっと違うのかもしれない。だから、私の意見というのは、常にちょっとは離れたところにあるのだろうと思います。

○太田委員 その点で、前提条件として、第三国定住が地域社会の中で、自治体や地域のNPO、そういった支援団体で受け入れていくという枠組みの中では、だとすると、地域の自治体なり、支援団体で「受け入れますよ」というところがあるかどうかなのですね。要は、政府のほうでこれは責任持って支援センターなり、そこでずっと受け入れていきますよと、人道的にそれが政府で必要だよという配慮であれば、それはそれで構わないと思います。

○山田委員 おっしゃるとおり、先ほども言いましたけれども、受け入れる側というのはいろいろな問題があるだろうし、どこまでを範囲にするとか、申し訳ないけれども、私はそこまでわからないのです。ただ、難民性ということを重視していただきたいと思います。

例えば、これからタイの国境のミャンマー人というのは、帰る人もいるけれども、押し返される人もいるわけです。タイがもうそろそろこうやるわけですから。そうすると、帰りたくない、本当は帰ればいろいろなことがあるのに、生きられない人が絶対出てくるはずですよ。そういう人達は、例えば1人であろうが、じいちゃん、ばあちゃんがいようが、受け入れる対象になれば、そういう難民性があるなら受け入れてあげたらどうですかという考えなのですね。それに対して、国がどの程度支援してあげるか、手助けしてあげるか、それは次の問題だと、私はそう思っているものですから。

○岩沢座長 貴重な御意見をいただいて、若干、御意見の違いも明らかになってきたと思うのですが、広めの御意見の方も、労働意欲があつて自立可能性のある人に限るというのはよろしいでしょうか。単身者だけでも、認めるとしても、労働意欲があつて自立可能性のある。難民であることはもう前提なのですけれども、難民であればいいということではなくて、労働意欲があつて自立可能性のあるという人に限る、それが前提だということではよろしいでしょうか。

○大森委員 受け入れる側にとっては、そのほうがやりやすいということはあると思うのですけれども、中には単身者であっても、その場においては自分の病気、あるいは障害

の治療ができないと。先も見えて、治療すればよくなるものが、そこにいるがゆえにできない場合に、人道的にはやはり受け入れて治療することでその人が健康になっていくということであるならば、そういう人の受け入れも考えていいのではないかというのは、過去にもインドシナ難民の人を何人かそういう重篤な、大変な病気だった人を受け入れて、治療して社会復帰したケースもありますので、受け入れるのに日本にとってなるべく負担の少ない、労働力になるような人を受け入れるという線引きをするのか、それとも人道保護で、本当に困っている人を優先的に受け入れていくのかということを確認にしたいなというふうには思います。

○岩沢座長 今の御趣旨は、例外としてそういう人も認めてもいいのではないかという御趣旨なのか、あるいは前提として、労働意欲があって自立可能性があるという条件自体を外すという御趣旨なのか、そこはいかがですか。

○大森委員 労働意欲のある人というふうに前提にしてしまうと、そうでない人はイレギュラーな受け入れという形になるような気がします。意欲のある人も難民性が高いということで受け入れる、特に勉強したい、学びたいという人がいますので、そういう人達を日本に受け入れて、勉強させる環境をつくるということも当然に必要なのだと思うのですけれども、例外的ということではなくて、こういう人も入れるけれども、こういう人も入れるというふうに考えることは、要するにどれだけのニーズ、その人が日本の支援を必要としているかというところで判断することができないのかなと考えます。

○岩沢座長 ありがとうございます。他にいかがですか。

○石井委員 今の大森さんの御意見に関して、諸外国で実施されているいくつかの例があります。日本は確かにまだパイロットですし、受入れ人数も少ないから、そこに踏み込まなかったという政府側の御事情はわかっているのですけれども、人道的配慮が必要な人枠というのをつくられている国がやはり多くて、若干あいまいですけれども、何となく10%~15%ぐらいというような相場観があるような気がするのですね。

そういう場合に、例えば今おっしゃった病弱とか、そういうことだけでもなくて、例えば保護者がいない子どもという場合もあったりして、タイなどはそういう子達は結構人道的受入れ枠を持っている国から人気者なので、恐らくもう既に先進国でかなり引き取られてしまっていて、今や余り残っていらっしやらないような気は何となくするのですけれども、一般論として言えば、脆弱性が高い人、保護ニーズが高い人というような方を入れていくというのは、第三国定住も人道支援であるという本質からかんがみるにはあり得る話だと思っております。ただ、先ほどの前提で、第4陣に絞ってというお話があったものですから、私は今すぐ議論するには結構大変かなとは正直思います。

私のイメージとしては、先ほどからずっと話題になっている、例えば年老いた母親がいるから、1人だけ残して来られないみたいなケースは例外的に人道枠として入れてもいいとは思っていますけれども、今のところ、一般的なケースで言えば単身者は、私は先生がおっしゃっていた、健康、勤労意欲という部分はあるとは思いますが、健康と言ってもこれ



また非常に微妙で、難民キャンプの病気のレコードを見ると、大概何か病気を持っていますよね。それをどの程度かというと、また難しい医療のほうの線引きになってしまいそうな気がするので、健康の人と言い切ってしまうのが心配は心配なのですけれども、一定程度ちゃんと働くことができるくらいが妥当かと。ですので、私のイメージとしては、自立可能性という言葉を経済的に柔軟に判断できるようにするのがいいのではないかとは思いますが。一般論としては岩沢先生のおっしゃる趣旨には賛成です。

○岩沢座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。中井委員、どうぞ。

○中井委員 私も、大森先生がおっしゃった保護の必要な人達を一定程度受け入れるということは、将来的に非常に大事なことだと思うのですけれども、特に医療の現場で、第4陣という前提で今話をしているとして、もし第4陣で来たときに、医療の現場で通訳をつけて、そういうのは特に大事ですよね。本当に治療が必要な場合に、張りついて医療的な通訳の能力のある人ができるかどうかというところで、ちょっと時間的に無理があるのではないかなということがすごく憂慮されます。

それと、まさにパイロットなのだから、本当にそういうふうな門戸を開けてみると、どれくらい保護ニーズの高い人が応募してくるのかというのは、やっていくべきだと思いますけれども、次のステップかなと。単身者を受け入れる、次はさらに特殊な事情のある人も受け入れていくという、その次のステップかなというふうな気がしております。

それと、単身者を受け入れる場合の労働意欲、自立可能性というところで、年齢によっては、労働意欲というよりも学習意欲といいますか、教育をつけなければいけない年齢の人が帰ってくる可能性もありますので、そういうところで労働意欲というよりは、さっき石井先生がおっしゃった自立可能性というか、意欲というところで少しくくったほうが、労働意欲と言ってしまうと、年齢的にまた縛りがかかるのかなという気がいたしております。

○大森委員 今の意見について一言だけ。自立というのが、日本に入ってからすぐ自立を求められるのか、半年間の訓練を受けたらもう自立というほどの能力のある人という判定なのか、支えていけば自立できる人というふうな、時間を半年と限らないで、支えていけば自立していく力がある人というふうな考えるのか、その辺はどういうふうにお考えになっていきますか。

○中井委員 入ってきてすぐに自分で生きていけるということよりは、さっき言った学習意欲にしても何にしても、すべて将来に向けてやっていこうという意欲が見受けられるということであって、決して入ってきてすぐにとイメージは持っていないのですけれども。

○岩沢座長 ありがとうございます。池上委員、どうぞ。

○池上委員 まず大きな前提として、私は中井委員の考え方に近くて、単身者の受け入れも段階的に考えていくといいのかなという気持ちでいます。

人道的な受け入れの枠の設定については、私はもろ手を挙げて賛成です。むしろ、日本は

第三国定住受け入れ後発国として世界の中で立場を示すとすれば、その人道的な枠組みに対してアジアの中でかなり大きく貢献するという姿勢があり得るだろうというふうに、キャンプを見た立場で思います。

一方で、今度の第4陣に対してそれを今すぐやるのには、やはりいろいろな国内の整備だとか、技術的な面とか、検討すべきことがあると思います。

ここから先は質問で、恐らくはUNHCRへの質問になるのですけれども、私の意見の中に、単身者については日系人の製造業での現場を想定して、40代半ばだと、初めて来ると、きついのではないかという意見を書き込んでいますけれども、一般に年齢の設定をして難民を第三国定住で受け入れるというのは通常あることなのか、あるいは極めてまれなことなのか、その辺が私は難民について詳しくないので、教えてほしいなと思います。

○UNHCR（小尾） ありがとうございます。UNHCRが第三国定住ということで、いわゆる第三国定住のプログラムを持っている国にどういう方を推薦、あるいは提出しているか、そのカテゴリーが7つ、8つございます。

1つには、いわゆる身体的な保護のニーズ。もうその人の命、それから身体が危険な状態にさらされているので、第1次庇護国からすぐにでも出さなくてはならないというケース。それから、拷問あるいは暴力のサバイバー。医療のニーズのある人。リスクを抱えている女性及び少女。それから、家族の再統合、これは大きな一つの柱です。それから、リスクのある子ども及び若年者。そして、予見可能な将来にわたって第三国定住にかわる恒久的解決策のないグループ、すなわち自分で自分の国に帰れるというような可能性も近い将来ないし、第1次庇護国で難民ではなくて市民として生活ができるというような可能性もほとんどないような人達。

今、タイにいる人達の中で、恐らく日本、あるいは他の国にでもそうですけれども、提出されているカテゴリーというのはもう全てこの中に入る人達が提出されているわけです。ということは、そこの中に年齢制限をつけているかということ、ほとんどそれはないということが言えると思います。それが1つです。お答えになりましたでしょうか。

○池上委員 ありがとうございます。

○岩沢座長 山田委員、どうぞ。

○山田委員 先ほどの太田委員に対する私の話、つい先のほうまで頭が回っているので、第4陣ということでもう1回頭を整理しますと、時間的な、あるいは予算的な問題もあるので、皆さんのお考えで私は構いません。今までどおりでも構いません。ただ、今後第5陣、そこまでがパイロットに入っていると思うのですが、その辺からは時間もあるから、そういったことを考慮しながら、今のお話のような基準ももう少し対象も広げてというふうに考えて、第4陣については皆さんの御意見に従います。要するに、予算と時間ということで。

○岩沢座長 ありがとうございます。第4陣の選考基準の見直しについてももう少し議論させていただきたいと思うのですが、御提出していただいた御意見の中に、基本としてい

る申請者の夫婦の兄弟姉妹なら単身者でもいいという御意見もいただいているのですが、そこはいかがでしょうか。先ほどから出ている自立可能性があれば、これは労働意欲というか、学習意欲を含めるかはさて置いて、漠然とした自立可能性という言葉を使いますが、自立可能性があれば、申請者との血縁がなくても単身者まで、第4陣から広げるのか、あるいは当面第4陣については申請者の兄弟姉妹で自立可能性のある人ということにするのか、そこはいかがでしょうか。

○石井委員 現実性のある話を考えたときに、今この話をしているのは、やはり対象者が第4陣にいなくなってしまうかもしれないというところから出発していると思うので、果して広げたときに広げたところに何人いるかというのは前回も話題になったと思いますが、例えばキャンプを2つ広げたら何人対象が広がるのかというかなり現実的な話がある中では、今は定義としては広くとってもいいのではないかと思います。

もし万が一、選考の過程で、うれしいことに10倍ぐらい応募が来れば、その中での選考はあり得るとは思うのですけれども、最初から前提として排除すると決めつけてしまうよりも、第4陣は広くとってみるのが現実的な選択なのではないでしょうかと私は思います。

つまり、あらゆる可能性は含めて、しかも兄弟姉妹とか、2ページ目のほうにも書かせていただいたのですけれども、今のカレンも特にそうなのですけれども、すごく民族同士の責任感まで持ってしまうぐらい強い民族ごとのつながりがあるので、そういった中で考えるのであれば、かなりの部分、彼らの中でもそういった脆弱なグループについての注意は常にしている。今日本にいる条約難民の方々でも。そこを考えると、かなり広くとったとしても、つながりがなくなる人が出てくるおそれというのは少ないのではないかなと思います。

○岩沢座長 池上委員、どうぞ。

○池上委員 今の石井委員の考え方に私も同感です。キャンプをせっかく2つ新たに広げても、既に日本にいる第三国定住で入ってきた人達の関係者、親族に限るとなると、新たなキャンプから単身者が来る可能性はうんと低くなってしまいうるか、ほとんどゼロに近くなってしまいう。これは余り意味のある展開ではないなと思います。

私もこの意見の中に書きましたけれども、本当に一人ぼつねんというというのはメンタルヘルスの問題も出てくるおそれがありますから、今日本にあるビルマ人コミュニティ、ミャンマーの人達のコミュニティ、とりわけカレンのコミュニティにアクセスがしやすいような場所で居住と就労ができればいいのだろうなと考えています。ですから、今いる人達の親族に限るといような制限は付けないほうが、第4陣についてはいいだろうと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。

○UNHCR (小尾) ここで状況報告をさせていただければと思います。これまで第4陣に向けて、今の日本の選考基準を基に日本に来たいという方、あるいは関心のある人の募集に

努めてまいりました。

ヌポとメーラ、ウンピナム、この3つのキャンプに関して1,000人以上、今回はデータベースを基にして日本の基準に合う人達というのをまず探りました。これを全部プリントアウトした。それが1,000人以上出てきた。その中で、今度は職員が足を運んで、この3つのキャンプを、この人であればもしかしたら日本に来るのではないか、条件に合うということで家庭訪問をして、幾つかの家族に当たったのですが、今日の段階では今のところゼロです。

どうしてかということいろいろな方にお話を伺っていたりはするのですが、特にウンピナムとヌポはこれまで日本に行った方が1人もいない。第3陣で取り下げをしてキャンプに帰った人から話を聞いているということもあり、いろいろなお話を聞いても、「私は第三国定住に興味がない」、「私はもう家族がアメリカやオーストラリアにいますのでそちらに行きたい」、「日本に行っても私の知り合いが余りいないから、余り興味ありません」とのことです。その他、「これまでも何回もUNHCRの人が来てくれましたけれども、これからはもううちには来ないでください」と、そこまできつく言われるような方もおありだということで、少なくとも現在のこの選考基準では非常に無理だと。

これはこれまでもお伝えしていたのですが、第4陣の選考に関してはともかく間口を広げていただく。その中で、例えば100人の方が私は日本に関心があるということで出てくるのであれば、その中で例えば勤労意欲があるとか、そういうことを基準にさせていただくのは可能性としてあるのだと思うのですが、ここでまた間口を狭くしてしまうことによって、どうかと思われる方がまた増えてしまうということはやはり避けたほうが私どもとしてはいいのではないかと思いますので、ここで付け加えさせていただきました。

○IOM(橋本)これは小尾さんの御意見に補足ということで、実は私どもが成田空港でアメリカ行き難民の乗り継ぎ支援をしているときに、何度か日本語が話せるミャンマー難民の方が通り過ぎたことがあったそうです。私はその現場にいないので、私の同僚から聞いてのことですが、単身の方で、数年前の長井さんという日本人のジャーナリストの方が亡くなってしまったときに、長井さんの通訳をしていたという方がいらっしやって、「本当は僕は日本に行きたかったのだけれども、単身なので、日本は断念してアメリカに行くのです」と。

実は私ども、成田空港にはカレン語、ビルマ語を話す者はいませんので、通常通訳について苦労するのですが、そのグループがカレン族だったか、ビルマか、ちょっと私は分からないのですが、とにかく通訳ができるほどの方だったそうです。

そうしているうちに、実は何人も何人も「長井さんの通訳をしていた」という方が出てきてしまって、どの方が言っているのが本当だったのかなということにはなってしまったのですが、とりあえず日本語が話せるという事実は変わらなかった。ただ、そのうちの何人かは、ちょっと足が不自由であったそうです。どの程度というのは、私は現場にいないので分からなかったのですが、例えば若干足が不自由だということがあったとしても、日

本語とビルマ語の通訳ができるぐらいの方であれば、かえって受け入れることのほうがこのプログラムにとってはプラスになる可能性はあるのではないかと思います。

そういった方が何百人もいるというわけではないと思いますけれども、間口を広くと、今、小尾さんがおっしゃったことに加えて、そういう特別なプラスの事情があれば、若干のマイナスがあったとしても、とりあえず候補者として検討されるというのはよろしいのではないかと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。他にいかがですか。どうぞ。

○中井委員 私が夫婦と子どもとその夫婦の兄弟姉妹というふうに考えたのは、支援体制のほうからのことが一番大きくて、いずれはパートナーを見つけるなり、仕事を見つけるなりして、その単位から自立していく、その最初の支援の部分が、1人で来た人にすべて家族に対して行っているような手取り足取りの支援が本当にできる体制が今あるのか、そこが非常に心配だったものですから、最初是一緒にいられる家族がいるというところでこういう狭いことを考えたのです。

実際問題として、これはどなたにお伺いしていいのか分からないのですが、それだけ単身者という形で受け入れたときに、前回も、本当によく毎日足を運んで支援してくださって、行政からのペーパー一つ分からないのに、本当に時間を割いて心を込めてお世話をし下さっているというお話を伺ったのですけれども、そういう体制が取れるのかなど、そこが非常に不安でこんなに狭い概念の書き方にしたのですけれども、そこはもしかしたら増やせるのか、やはり難しいのかというのはいかがでしょうか。

○中川参事官 単身者に対する支援体制ですか。これはやっていただくとなると、RHQさんになるのですけれども、もし御意見があればお願いします。

○RHQ(横山) 単身者の受け入れについては、もちろんメリットとデメリットがあると思います。メリットとしては、単身者の場合には就業先候補の拡大が容易になるということとか、あるいは住居の確保についても、単身者用の小規模な汎用性の高い住居で済むということであるとか、あるいは家族もいないということで、子どものいる家族世帯に比べて、センター退所直後の生活の立ち上げの支援が容易になるのではないかとというようなメリットがあると思います。

他方デメリットとしては、その人が若い人であれば新しい生活に馴染みやすいということがあるのですけれども、年齢が高い人の場合には生活に慣れにくいということとか、婚姻を考えた場合には、同じ民族の人が少ないということもあって、仮に日本人との婚姻を望まない場合には婚姻の可能性が低くなるということであるとか、家族単位の世帯に比べて犯罪グループに巻き込まれやすくなるのではないかとというようなデメリットがあるのではないかなと考えております。

○岩沢座長 ありがとうございます。

○大森委員 今の情報は、インドシナ難民の受け入れの経験から来る御意見と考えてよろしゅうございましょうか。

○RHQ（横山） 今までのセンターとしての経験からということです。

○大森委員 センターというのは。

○RHQ（横山） RHQとして。

○大森委員 ですから、長い歴史を持っていらっしゃいますので、インドシナ難民のときも含めて、単身者のほうが犯罪者が多かったという経験からの御意見ということでしょうか。

○RHQ（横山） 犯罪者が出やすいのではないかとということです。

○大森委員 実際に出了のかどうかポイントだと思うんですね。こうではないか、こうではないかと予測だけでやっていると、どんどん枠は狭くなっていってしまいますので、実際にそういう問題が起きたから考えなければいけないのだということなのか。単身者と犯罪に巻き込まれやすいという根拠はどこにあるのか、お伺いしたいと思います。

○RHQ（横山） そこはあくまでも可能性の問題です。

○RHQ（鈴木） 代わって回答します。インドシナの経験からです。当時の単身者というのは、やはり若い単身男性が圧倒的に多くて、そうした場合に、これはきちっとした統計は出ていないのですけれども、家族で入国した方に比べると巻き込まれやすいというのは、声をかけられやすい。当時、インドシナのケースで言うと、窃盗グループですとか、やはり薬の問題もございましたので、そういったグループから家族世帯に比べると声がかかけられやすく、巻き込まれやすかったというのが、きちっとしたデータはありませんけれども、経験上として、今、本部長代行のほうから触れさせていただきました。

○岩沢座長 警察庁、どうぞ。

○警察庁（米山） 警察庁の企画分析課の米山と申します。今手元に外国人犯罪の統計はないのですけれども、今は外国人犯罪で中国人が一番多いのですが、その次にベトナム人が多くなっておりまして、これは単身者か世帯かというとはっきり分からないのですけれども、在留資格別で見ますと、定住者がベトナム人の中でかなりの割合を占めているという現状があります。定住者といいますと、やはりインドシナ難民の方の割合が高いのかなと。その辺、定住者の細かい区分までは我々のほうでは分からなくて、あくまで処理されている在留資格から出た統計ということになります。

そういうところで言うと、今、RHQさんがおっしゃった御発言という部分が全く意味のないというか、根拠のない発言ではないというところは、数字上の問題だけではあるのですけれども、少し言えるかとは思いますが。

○岩沢座長 ありがとうございます。

○石井委員 1個確認ですけれども、今のお話は来日したときに単身であったかどうか、そこも関係がないわけですね。

○警察庁（米山） そこまでさかのぼって調べてはないです。捕まえたときの在留資格は定住者。これが在日中国人犯罪の場合は定住者というものは入っておりませんので、さらにそこから永住者になった機会のあった方というのはこの統計上からは見えませんので、

はっきりしたところは言えない部分はあるのですが、外国人犯罪の数が減っている中で、ベトナム人だけというか、他の国籍も何個か増えているところはあるのですが、ベトナム人の伸びが大きい。その中で定住者という方の割合がかなり増えているという事実がありますということを申し上げたわけです。

○石井委員 つまり、単身であるかどうかの根拠はないと。

○警察庁（米山） 根拠のお話ではないということです。あくまで統計上の話です。

○石井委員 入国したときは単身であるか、家族単位かどうか、子どもだったのかということも分からないということですね。

○警察庁（米山） さかのぼってそこまで調査しているわけではございません。

○岩沢座長 ありがとうございます。

○IOM（橋本） あくまでも一般論ですが、私ども移民のお話をしますと、よく外国人による犯罪率が高いということが出てきまして、統計上はそうではないというのは多分警察庁の方はご存知だと思うのですが、それに加えて、では仮に外国人の方、あるいはインドシナ難民の方でそういった傾向が見られたとしても、それは外国人だから、国籍として、あるいは出身国としてそういった傾向が強いと言えるのか、あるいは鶏と卵かもしれませんが、仮定の話ですけれども、日本における定住施策が不十分であったがために、日本における疎外感を感じた、あるいは差別を感じた、そういったことにより犯罪に手を染めたということになったのか、そこは非常に慎重な精査が必要だと、常に私どもIOMとしては持っております。

と申しますのも、例えば外国人による犯罪率が高いということになると、例えばカナダは外国人は非常に多いですが、治安が悪いのか。スカンジナビアの国々は大変多くの難民、移民がいますけれども、では治安が悪いのか。そうではないというのは皆様ご存知のとおりです。ですので、いわゆる外国人犯罪率ということについては、その背景について慎重な精査と分析が必要だと、私どもとしては思っております。

○岩沢座長 ありがとうございます。石井委員、どうぞ。

○石井委員 先ほどの中井先生の御質問の中で、実際どうなのだろうと思うことがあります。私達も難民支援をずっとやっていて、年間で言うのだいたい五、六百人ぐらいうちの事務所に、これは条約難民というか、難民申請者の方々に、当然のことながらほぼ単身者なのですね。では、彼らが罪を犯しているのかということでは全部追いかけれません。もちろん私達の事務所に来るとは真正な難民の方が多くて、ひょっとした難民申請されている中には多くのそうではない方、我々のところにアクセスしてこない方もいらっしゃるのかも分かりませんが、平均的に見て、自分達が資格を剥奪されたくないのも、ものすごく法令遵守に関しては敏感になっていますから、難民で来たという中だけでも一般の外国人の方との差は大きいと思いますし、私は大森さんと比べれば、まだこの業界に入ったばかりの人間なので、インドシナ難民の時代から何かと言えるものはないのですが、やはり結局のところ、どうやってそちらのほうに行かせないかというインテグレ

ーションのプログラムをどうしようという議論をしている中では、その部分をどうやって潰していけるのか、できるだけ悪い方に行かないようにフォローアップの体制をどう作るのか、特に初動の数年間というのをどうするのかというところで解決すべき問題のような気がしています。

例えば、いちよう団地のベトナムの難民の方が多いところと言うと、この間そこで働いているNPOの方に聞いたら、相談に来る方の半分以上はRHQさんのいわゆる難民プログラムに乗ってきた方ではないのですね。もちろん、定住者ということでは親戚で後で認めていただいた、プログラムに乗ってこなかった後から来た家族統合のケースはたくさんいらっしゃると思うのですが、難民で来たときと、今も来続けている方々とは同じベトナムでもかなり状況が違うような気はしますけれども、一般論で言って、私は難民として来る方々のコンプライアンスに対する考え方は、外国人平均の中でもかなり高いのだというふうにイメージしていますから、余り心配し過ぎるのもどうかなという気はします。

○岩沢座長 ありがとうございます。

それでは、どうやってまとめるかですが、御意見を伺ってしまして2つのまとめ方があるかなと思います。前に申し上げたように、意見が分かれた場合には意見が分かれているということそのまま書くということでしたので、そういう方法と、それから皆さんの御意見を聞いていて、行けそうなところで集約するという方法があるかなと思います。ですから、2案を提示させていただいて、委員の御意見も聞いた上で、どちらかにしたいと思います。

まず第1案は、2つの意見を書くということです。山田委員の最後の御発言がありましたので、自立可能性を前提としてというのはまず入れさせていただきたいと思います。これは第4陣の話ですので、自立可能性を前提とする。それで、間口を広げるという観点から、日本に特に縁がない単身者も対象とするという意見があったが、他方でより慎重に、当面来日家族の兄弟姉妹である単身者に限るという意見もあった、という形で両論を書くのが第1案です。

第2案は、第2番目の御意見の方はやや少数だったということで、前者だけにします。つまり、自立可能性が高いということ前提として、間口を広げるという意味で、日本に特に縁がない単身者も対象とする。

どちらにいたしますか。特に、第1案の後者の案を主張されていらした委員が、もし第1案でいくべきだということであれば、最初の合意のとおり、意見が分かれた場合にはそれをそのまま書くということですので、そちらで行かざるを得ないということになりますけれども、いかがでしょうか。

○太田委員 最初の閣議了解の中で、まず条件として、「日本社会の適応能力がある者で、生活を営むに足る職に就くことが見込まれる者」という表現があるのですね。これと自立可能性があるということはイコールというふうに解釈していいわけですね。

○安田審議官 そうですね。



○太田委員 そうすると、その条件の中で、「及びその配偶者または子」というふうになっているので、その配偶者または子というのが一緒にいなければいけないとは閣議了解はされていないというふうに解釈もできるのです。「就くことが見込まれる者、及びその配偶者または子」と。

○中川参事官 その閣議了解の読み方ですね。

○太田委員 読み方というか、これを変えなければいけないかどうかということです。

○中川参事官 家族単位というのは、その下で難民対策連絡調整会議決定のほうで「(家族単位)」というところで限定をしています。

それで、インドシナ難民のときには同じような書きぶりをして単身者を認めておりましたので、単身者を認めることは今の閣議了解でも読み込めるというふうに、理解しています。

○太田委員 ということは、難民対策連絡調整会議の中でその枠を外すかどうかを議論していただくという、参考のための意見を付すということですね。

○中川参事官 はい。そこは今まで余り踏み込んでこちらも御説明しなかったのですけれども、過去にそういう経緯があるものですから、そういうふうに読めるだろうと理解しています。

○太田委員 分かりました。

○中川参事官 ですから、その上でさらに限定をつけるかどうかというところだと思います。

○太田委員 あまり現実対応の話ばかりすると、人道的ではないように受け止められてしまうかもしれませんが、ただ、現実の問題として受け入れる自治体側に立つと、ではその後どうするのというところについて、非常に懸念があると。また、家族のお話でもさせていただきたいと思うのですけれども、とりあえず単身者ではそういうことです。

○岩沢座長 そうしましたら、先ほどの私の2つ案で言いますと、第1案で、やはり2つ意見を書くということと申しますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続いて、家族の同行について議論させていただきたいと思います。UNHCRに先ほど情報提供していただいたのですが、健康保険制度の被扶養者の概念を見ると、本人、配偶者、それから父母、祖父母、子が入るということですが、ここで議論していただくのは、申請者の両親、兄弟、甥姪の同行を認めるかということです。

来日家族の未婚の兄弟姉妹については、先ほど単身者について御議論いただいたときに、少なくともそこまでは認めていいということで、委員の方は一致していらっしゃいました。つまり、自立可能性を条件として、自立する可能性がある来日家族の未婚の兄弟姉妹については、単身者というカテゴリーでもう既に受け入れるという方向で御意見をいただきました。これはある意味では未婚の兄弟姉妹について家族概念を広げたというふうにも言えるわけですが、結論は一緒です。ですから、いずれにしても、来日家族の未婚の兄弟姉妹

については自立可能性を前提として受け入れを認めるということだと思います。

それで、次に御議論いただきたいのは申請者の両親、甥姪です。まず、両親についてですが、これにつきましては、前回の会議で家族の呼び寄せは原則賛成という形で御意見をいただきました。家族全体としての自立可能性とか、相互扶助可能性というのが前提になるわけですが、後から両親を呼び寄せるということについては、委員の皆様から賛成という形で意見をいただいております。今御議論いただきたいのは、後からの呼び寄せではなくて、後からの呼び寄せの可能性があるとすることを踏まえた上で、最初から同行を認めるかどうかということです。

親がかなり若いケースというのもあると思います。子を連れてきた申請者は20代で、さらにその親が40代とか、そういうケースもあって、子から見れば祖父母になるわけですが、祖父母自身がまだ労働する能力があって、そういう意味での先ほどの自立可能性を持っている祖父母というのもあり得ると思います。そういう場合は、祖父母自身が申請者になれば、その下の両親はその祖父母からすると子になるわけですが、それを家族と考えれば、そこは多分現在の基準でも受け入れ可能ということになると思うのですが、そこはまずよろしいでしょうか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 今のくくりの中で、今おっしゃることはそのとおりだと思います。ただ、先ほど弟妹のところ、自立可能性があれば単身者で受け入れるのだからという前提なので、今おっしゃるように、弟妹でも要は小さいお子さんの場合もあるわけですね。その子達も受け入れる際には家族として同行できるかという議論は必要だと思うのです。例えば、弟さんは働けるのだよと。単身者で働けるのであれば、一緒に来ても同じではないかという話なので、弟さんというのがすごく小さい、5歳とか6歳、未成年の場合。

○岩沢座長 それは残っています。それは後で、甥姪のところと一緒に議論させていただきたいと思っています。とりあえずは親についてご議論させていただきたいと思っています。つまり、祖父母です。後で呼び寄せることについては、先ほど御説明したように、もう皆さんに同意いただいております。今御説明しましたように、親自身が若い、祖父母自身が若くて、祖父母自身に自立可能性がある場合は、祖父母自身が申請者になれば、祖父母を申請者として認定をして受け入れることは現在の制度でも可能で、そうすると2世帯の家族が別途申請して、一緒に受け入れられて、実質上は親を同行するという形になると思うのですが、それは可能だということによろしいでしょうか。

そうすると問題は、親がある程度年齢がいていて、つまり祖父母ですが、祖父母自身の自立可能性は考慮しにくい場合。つまり、祖父母をその下の両親が支える形になる場合。その場合でも、呼び寄せではなくて、最初から同行を認めるか。その点を御議論いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○池上委員 私自身は今回この意見では、呼び寄せによる再統合の可能性を担保する形が

いいのではないとか書いたのですけれども、御経験のある皆さんにお伺いしたい。今、私達の社会でも、若夫婦が働く前提、特に女性がフルタイムの仕事をする前提で、奥さんの実家のそばに住んで、同居じゃなくても子どもを見てもらうという例は枚挙にいとまがないですよ。例えば東南アジアの国であれば、そこにお手伝いさんが入るパターンで、日本ではそういう制度がないので、多くの場合は親がやる。

そうすると、親そのものには自立可能性は無いけれども、子ども達の面倒を見る、そのことによって夫婦はかなり頑張ってる。例えば夜勤ががんがんでできるとか、そういう可能性もあるのかなと思って、難民受け入れの場合に、そういう意味で多少年をとった祖父母が来ることによって、家族単位としての自立の可能性は高まるという視点も大事なのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○太田委員 今の御意見で、私は日本の社会保障制度の適応をうけられるかどうかということをお前回議論させていただいてまして、今、池上先生がおっしゃっているのは、おそらくは働いて、もう高齢になって退職されて年金を受けられているという前提で、孫の面倒を見ている年金暮らしの高齢者というような想定をされているかと思うのです。ただ、今度新たに来られる方はもう無年金者であることは間違いないわけで、そういった収入は無い。だとすると、その家族の世帯が親御さんと同居して自立できるだけの収入が得られるかというのは、これはよく説明していただかないと、この間、難民の方をヒアリングした中でも、子どもの教育にすごく期待していたけれども、なかなか教育費の貯蓄ができないというようなお話を伺っています。それが、そういったところもかかりますよ、さらに言えば、社会保障費の負担は40歳以上は介護保険料を取られますよ、そういった話で負担は増えますよという話まで納得していただければ、それはそれで構わないかとは思いますが。

○池上委員 もちろんそのことは私も分かっている、それでも先行事例というか、先例で、社会保障の恩恵に浴していない年配の方が来ることで、子ども達の面倒を見ることで、夫婦が働いてうまくいっているような事例は結構あるのでしょうかという質問です。ですから、社会保障の対象ではないというのがもちろん質問の前提になっています。

○中川参事官 インドシナの事例しかないと思うのですけれども。

○大森委員 インドシナではございます。子どもが、「13歳で自分は来たけれども、両親とお祖父ちゃん達も一緒に来ました」ということです。かえって、お年寄りには適応ができるのです。なぜできるかというと、周りの日本人がお年寄りがいる家庭には親切なのですね。若い夫婦だと余り声をかけないのに、お祖父ちゃん、お祖母ちゃんがたどたどしくいると、逆に声をかけて親しくなっていく。インドシナ難民のときにはその経験はしております。すべてがすべてではないです。もちろんその人達の性格にもよるとは思うのですけれども、意外とお年寄りがいると、お店の人が親切に声をかけたりするという経験をしています。100%そうと言い切れません。

逆に、お祖父ちゃん、お祖母ちゃんが日本語が学べないので、子ども達と会話ができな

なくなった。特に働きに行かないから日本語ができなくて、孫とは全く外国人みたいな感じになったとか、それから高齢者のほうが病気になる機会が多いということで、不安を訴えた方がいたということも事実でございます。適応は本当に人によるのですね。年齢だけではないものがある。それと住む環境が非常にあるのです。

○岩沢座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。祖父母自身が就労可能性がないというケースについては、呼び寄せというほうがいいのではないかという意見の委員が若干多いような気がするのですが、さらに御意見をいただきたいと思います。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 もう書いていることの繰り返しになってしまうのですが、さっき小尾さんのほうからもお話があった、いかにも置き去りにされたキャンプ側で、何というひどい受け入れをするのだと言われぬ程度の人道配慮というのは当然あったほうが良いと、私は思います。今回、第3陣のところでも話題になってはいたと思うのですが、それは普通の人と考えても、国際社会で難民支援とかをやっている人達の常識的に考えて、それを置き去りにしてはいかんでしようというようなレベルの人は認めるといふ例外的なことは、ここに関してはやってみてもいいのではないかという気がします。

もちろん、太田課長がおっしゃっている懸念ということに関しては、幾らでも懸念はあると思います。それは本当にこっちに来てみないと、みんな分からないですからね。キャンプ地でいかに日本に適応能力があるかというのをちゃんと把握するというのは、ほぼ不可能に近いことは最初から分かっているのです、それは議論しても仕方がない部分だとは思いますが、だめかとも思っていた人が意外と良かったということも本当にありますので、そこは今、大森さんがおっしゃったとおり、一人ひとり個人差のほうはるかに大きくて、年齢で括れないというところがすごくありますので、そこは本当に難しいところです。

ちなみに、在宅で内職仕事みたいなのは、今でも就労機会というのは結構あって、仮に表に出られないからといって、あるいは言語能力が十分修得できないからといって、絶対に足を引っ張る存在だけかといえ、そうでもないことも出てくるのではないかという気がします。現状並みの仕事とか、今どういう可能性があるのかというのを私達は仕事で一生懸命探っているのですが、例えば60歳過ぎたらもう無理かと、日本でそんなことを言ったら、60歳過ぎてぴんぴんしていらっしゃる方にとっても失礼な気もするので、非常に元気に活動されている方もいらっしゃると思うのですが、そうではなかったとしても、絶対足を引っ張るだけの存在かということは、さっき池上委員がおっしゃったところは当然あるのですが、周りの面倒を見てくれて潤滑油になってくれるというすばらしいこともありつつ、何かはできるかもというのはありますけどね。かといって、全員大丈夫なんて言う気は私も本当に毛頭ないですし、20代でも適応できない人はできないですから、そこは非常に難しいと思います。

○岩沢座長 ありがとうございます。今の石井委員の御意見ですが、先ほどの繰り返しのようになりますが、今は第4陣の選考基準について御議論いただいています。さきほど太田委

員からご指摘があった閣議了解に「生活を営むに足る職に就くことが認められる者、及びその配偶者または子」とありますから、親まで入れるとなると、ここを変えないといけないのではないかという気がするのですけれども、それは第4陣からはなかなか厳しそうだなという気がします。先ほど言いましたように、親自身が自立可能性があれば、先ほどの説明で、一緒に来られるということには多分問題はないと思います。

それから、呼び寄せについては前回御議論いただきましたが、どの程度間を置いて認めるかというところまでは議論をいただいていないのですけれども、呼び寄せというのは認めるということで御議論いただいています。今は、最初からの同行、しかも就労能力が必ずしもないという親についてどうするかということをご議論いただいたことなのですけれども。

○UNHCR（小尾） 繰り返になってしまうかもしれないのですけれども、特に第4陣の選考ということで議論を限っていらっしゃるということ踏まえて、実は私ども第4陣の選考に関しては非常に危機感を持っております。特に、マレーシアには今回は行かないという決定、御推薦ということでございますし、タイのキャンプに限る。しかも、2つのキャンプに限るということですので、これで例えば大家族で住んでいるそういう人が多いキャンプの中で、またお父さん、お母さんは来年、再来年のことにしてくださいということを行うことで、またそこで間口が狭まってしまうということになってしまうのではないかと。今ゼロなので、例えばすべて間口を広げれば、もしかしたら100人の可能性があるのをまた30人ぐらいに狭めてしまって、その中でという選考になると、来年に関するプログラムで本当にそういう人達が見つかるのか、あるいは手を挙げてくれるのかということに関しては、その危機感は共有させていただきたいと思います。

ですから、ともかく関心を持ってくださる方がどれくらいいるのか。特に、今回1年、第4陣ということですので、それでどれぐらいの人がおり、その中で本当に日本の政府の方々に選考していただいてよろしいと思うのですよね。それを踏まえて段階的につなげていくという議論をしていただいて結構だと思うのですけれども、今回も少し広げてみましょう、それで様子を見ましょうでは、タイに関してはちょっと無理なのではないかと。それは申し上げておきたいと思います。

○岩沢座長 親は、閣議了解との関係はどうなのでしょう。

○中川参事官 自立可能性のない親を受入れることになると、これは間違いなく閣議了解の変更が必要です。

先ほどからおっしゃっている、間口を広げるために広く余り条件を付けないという方向性は私もあると思っているのですが、先ほどの単身者の話もそうですけれども、親に関する条件をキャンプ内でアナウンスしていただくときには付けない、ただし選考の過程で、日本政府としてはやはり自立可能性のない親の家族は受け入れないというふうに推薦を受けた中で除外するという方向はいいということなんでしょうか。要するに、間口を広げるという意味では、呼びかけていただくときに、親は一緒にでもいいですよと言って手を挙げ

ていただく。ただし、我々は最終的に選考しますから、選考の過程では事実上そういう方々は受け入れないと。

○UNHCR（小尾） 例えば自立可能性に関して、もうこの家族は無理であろうという御判断は入ってくるのだと思います。

○中川参事官 そうすると、アナウンスの仕方として、対外的にはそこまで言わない、ただし日本政府としてそういう限定をかけているということ、対外的にはキャンプ側には言わないけれども、事実上政府の中でそれをしてもいいということであれば、そこは議論を分けてすることは可能ではないかと思っっているのですが、果してそれでいいのかというのが多分あるのではないかと思うんですね。

慎重にというか、今の閣議了解もそうですけれども、日本政府としては広げましたという印象で候補者を集めるというところを最優先すべきだとおっしゃるのであれば、まさにそこは運用面で我々はやりますということ、UNHCRと我々政府との間でのお約束ごとにしてしまって、対外的には全く公表しないということ、ここでも共通の理解になるのであれば、それはそれで一つの選択肢だと思うのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○UNHCR（小尾） 私が申し上げているのは、特に自立可能性ということで、例えば家族の概念は全て広げていただき、その中で、例えばこの人は日本に来て自立が非常に難しいのではないかとお考えになるようなケースが出てきた場合には、それは選考という形で、インタビューしていただくなり、インタビューしないという判断をなさるということは入っても仕方がないのではないかなと思っております。

すなわち、今ここでお父さんもだめですよ、お母さんもだめですよ、姪も甥もだめですよというアナウンスをしてしまうことで、そういった条件であるならば、もう私は手を挙げないということになってしまうのが、もう本当に狭めてしまう要因になっていないかなと。

既に、例えばこの3つのキャンプに限っては、日本の条件というものがどういうものであるかということが知れ渡っているわけですよ。ここで、例えば日本の政府が、お父さんもお母さんも同行ということで認めますよということであるならば、まずその候補者を集める。その中でインタビューしていただいて、この人は無理でしょうと。それはいたし方ないのではないかと思います。

○岩沢座長 同行を認めるかどうかということ言えば、同行を認めると言ってしまって、ただ整理としては、閣議了解があるので、祖父母自身も申請者になって、2つの世帯が申請して、それをセットで受け入れるという格好にする。ただ、祖父母の申請については、それだけを単独に審査した場合には自立可能性があると認めるのは厳しいような場合でも、セットにして考えたときに、そこを若干緩く認定して、実際上は親の同行が認められるような形にすることは、現在の閣議了解の下でもできるのではないかなという気がします。自立可能性の要件を外すわけではなく、自立可能性という要件は入っているのだけれども、子どもの家族と一緒に来るということを考慮して、祖父母自身の自立可能性について判断

するときに、そのような事情を考慮して、祖父母の自立可能性の基準を緩めるといったことになりましようか。それが可能だとすると、募集をアナウンスするときに、親の同行は認めます、ただ一応審査のときに自立可能性は入ります、と説明することは運用としてはできるのではないかという気がします。

○大森委員 2家族のようなカウントになる。

○岩沢座長 そうです。2家族の申請、選考、受け入れをするのですけれども、祖父母を申請者とする申請の審査については、その子の家族も一緒に申請しているということを考慮して、もしかすると自立可能性の基準が多少緩くすることができるかもしれないのであれば、實際上親の同行が結論としては認められるということはあるのではないかと思います。

○大森委員 そういう発想だと、閣議了解は今のままで、特に変えることなくできるということですか。

○中川参事官 ですから、親子、親子ということですね。基本的に親に自立可能性を求めていますから、子どもに自立可能性があって、その親が来るというのは閣議了解上は認めていませんので、基本的に親が働ける人でなければいけないというふうになっているわけです。それが、申請上、例えば60歳、70歳でも、自分はあるよと手を挙げられて、日本政府に申請をされるということは論理上あると思います。その子どもは40代ぐらいで実際働けるというときに、その親の自立可能性をどこまで求めるのかというときには、岩沢座長がおっしゃったように、そこはやはりこの3世帯を家族として見る余地はあるかなと思います。

ただ、結局、蓋を開けてみたら、60歳、70歳の人はどうも日本では仕事ができそうにないというふうに判断したときには、やはりその人は無理という判断になると思いますから、そのときには下のほうの親子についてはオーケーだけれども、親については無理だよというふうにはなると思います。

ですから、UNHCRさんとしてそういう結論が出ても構わないけれども、アナウンスのときには親もいいよというアナウンスをしたほうが候補者が集まるというのであれば、そこは切り離した考え方をしないといけないかなと思うのですが、今はどっちかという、事実上、本当に日本政府が受け入れる人はどういう人ですかということですから、まさにある意味では、先ほどおっしゃった、UNHCRさんの向こうへのアナウンスの仕方とは切り離して、日本政府として受け入れられるのはどういう人ですかということを今議論してもらっていると私は思っているのです。そのときに、自立可能性のない親まで来ていいのかどうかというところは、我々としては意見をいただきたいと思っています。

○岩沢座長 繰り返しになりますけれども、今は第4陣についての基準を見直すということをやっているわけですが、閣議了解の変更というのは現実的にはどうなのですか。

○中川参事官 もちろんできなくはないのですけれども、時間はかかると思います。

○岩沢座長 そうすると、もうタイムリミットですよ。

○中川参事官 そうですね。

○山田委員 でも、意見として出すというのだったら、別に構わないのではないですか。

○中川参事官 むしろ、それは有識者の御意見として。

○山田委員 そうしろと言っているのではないのだから。

○中川参事官 それはそのとおりです。有識者の方の御意見は御意見として、それはそれで結構です。

○山田委員 だから、閣議了解にこだわらなくてもいいのではないですか。

○太田委員 閣議了解が得られないと、実効性はないです。

○池上委員 ずっと回ったキャンプの様子を思い浮かべながら、今の話を聞いていました。小尾さんのおっしゃることに私は非常に強く感じて、結局、同じ人が行くのですよね。UNHCRのメソットのスタッフが通訳と一緒に行く。場合によっては大使館のスタッフも行くけれども、同じ顔ぶれが来て、「ちょっとだけ変えたよ」と言っても、「またか」となってしまふ。見た目でかなり違うぞ、大きい看板が塗り変わっているぞというキャンペーンを次にやらないと、狼少年ではないけれども、「またか」みたいになる。それを繰り返してしまふことのデメリットは大きいだろうなという印象を持ちます。それは今の私の印象です。

今のやりとりについてですけれども、年をとった、便宜的に祖父母夫婦と言いましょか、祖父母夫婦と子ども夫婦がセットで実質的には審査の対象になっていくという運用でやっていくというのはとてもうまいやり方だと私は思います。

そのときに、ではキャンプでUNHCRのスタッフなりがもろ手を挙げて、「お父さん、お母さん、お祖父ちゃん、お祖母ちゃん、オーケーですよ」と余り言い過ぎると、これはこれで誤解を招くので、実際は2つの世帯がちゃんと働ける人もいる形でセットで申請してちょうだいねというあたりをどうしっかり伝えるかというのがポイントかなと感じます。

○太田委員 今の御議論ですけれども、単身者はオーケーですよという話になっていますから、これはもう申請していただくのは皆さんオーケーなわけですね。あとは、自立可能性があるかどうかというのは、政府の判断で選考していくということになるので、「お祖父ちゃん、お祖母ちゃんオーケーですよ」ではなくて、「お子さん以外は皆さん申請してください」と。「お子さんは同行する、見守る人がいないと無理ですよ」という話になるとは思いますけれども。

○池上委員 そうすると、お祖父ちゃん、お祖母ちゃんは単身者として申請するのですか。

○太田委員 いえ、単身者でなくても、今の条件であれば御夫婦だけでもいいですし、単身者として申請もできる。

○岩沢座長 誤解があると思ったのは、祖父母と子ども夫婦が一つの家族で、子ども夫婦とその子どもというのは別の家族で、それぞれが別の申請者だと思うのですね。それらを別の申請者として審査する。「生活を営むに足る職に就くことが認められる者、及びその配偶者その子」という要件が閣議了解にありますから、祖父母の自立可能性という要件はやはり外せないと思います。だから、子どもに自立可能性があれば、祖父母が60歳、70



歳で自立可能性がなくてもいいということにはならないと思うのですが、2世帯をセットに考えることができるのであれば、祖父母の申請の審査のときに、祖父母の自立可能性の基準を少し緩くすることはできるかもしれないという意味であって、全く外すということは閣議了解上は無理だと思います。

○池上委員 そうですね。だから、そこらの言い方がニュアンスとしては、キャンプの中では息子や娘夫婦と来れば祖父母もオーケーだみたいな受け止められ方をしないと、おそらく説明会に足を運んでみようかというふうにはならないだろう。でも、誤解を与えてはいけないので、その言い方が難しい。

○岩沢座長 どうやってキャンプに説明するかとか、實際上どういうふうにするかというのは、有識者会議での議論を越えるような気もするので、ここでは、基準として就労可能性のない、つまり生活を営むに足る職に就くことが認められるという要件を満たさない祖父母の同行を第4陣について認めるか、ということについて御議論いただきたいと思います。

○大森委員 1つお聞きしたいのですけれども、自立というのはどういう意味の自立ですか。介護者がいないと生きていられないのは未自立というのか、自活できなければいけないということなのか、どちらの意味での自立ですか。

○岩沢座長 現在の閣議了解だと、「生活を営むに足る職に就くことが認められる者」という要件です。

○大森委員 生活を営む職は、仕事としては高齢の人でも就ける仕事はあると思うのですよね。高齢者だから無いというわけでもないし、高齢者が仕事に就けない日本というのは日本そのものの問題になりますので、ないとは言えないような気がするのですね。

○岩沢座長 祖父母を申請者にして、生活を営むに足る職に就くことが見込まれる者という要件の審査は実際の運用でやっていただくということで、親の同行も全く排除しないということにできるのではないかということです。

また、それをどうやって運用するか、どうやって宣伝するかは、ここで議論を細かく詰めていくことはできないので、それでよろしいかということです。

そして、それにも入らない人は、家族の呼び寄せという方法で、後で呼び寄せてもらうということです。

○大森委員 その呼び寄せも、例えば2か月後3か月後には必ず呼び寄せますよとか、そういう確約があれば、恐らくその期間待ちましようと思えると思うのですけれども、それがいつになるか分からないとなると、みんな不安でできない。それではと、避けると思うのですね。自分がもしそういう立場に立ったときを考えると、申請者も自分の人生ですからある程度プログラムが見えてこないことには動けないと思うのですね。ましてや、新しい地に飛び出していくのに、全く訳が分からないでは恐くて出て行かれないのではないかと思いますので、呼び寄せる場合は、3か月後には必ず呼びますよということを約束できるのかどうか。

○太田委員 それはむしろ申請者の方の判断だと思います。RHQで研修している間に、「僕は自立したので、お父さん、お母さんいらしてください」とはとても言えないと思うのですね。6か月研修プログラムがありますよね。その後、仕事に就いて、自分はお父さん、お母さんも一緒にできるだけ収入を得られるというふうに判断できれば、それは呼び寄せることは可能だと思います。

○大森委員 そういうふうに説明すると、例えば、私なんかも高齢者の立場ですので行かないですね。「パス。いやだ、そんなの。」って。そんな曖昧な、子どもといつ会えるか分からない不安のほうが強いですね。子どもが半年後に確かに自立できるかどうか分からないわけですから、そういう中で、逆に自立した親なら、行ってらっしゃいと出せると思うのですよ。

○太田委員 いや、むしろ今までの議論ですと、家族の再統合というのは、こちらでお母さん、お父さんを呼び寄せたいといったときに、それはだめですよというのではなくて、そういうことも可能ですよという議論です。

○大森委員 だけど、そのときに子どものほうが自立していなければいけないという条件が付いてしまうと、非常に厳しいなど。

○太田委員 では、自立しないでどういうふうに生活されるのですか。

○大森委員 自立というのは、きちんとした仕事に就いて、親を養うだけの収入が得られれば呼び寄せることができるということですよね。

○太田委員 それは客観的に我々が判断することではなくて、御本人がお父さん、お母さんが来ても十分暮らせるという判断があると思うのですね。むしろ、極端な話かもしれませんが、御本人家族、申請者の家族が生活保護状態で、お父さん、お母さんを呼び寄せたいと言っても、多分ワーカーは「うん。」とは言わないと思いますね。自立しているということはそういうことだと思いのです。

○中川参事官 呼び寄せのところは原則賛成ということでまとめさせていただきますが、その前提としては、本人の自立が条件で、相互扶助能力も前提とした上で呼び寄せをいいですよという意見でまとまったかと思っていますので、少なくともセンターで研修を受けている、あるいは職場適応訓練を受けている間を自立したとは到底我々は見られないと思っていますし、現状の鈴鹿市の家族も2年経っていますけれども、あるいは三郷市の家族は1年ですが、鈴鹿市の家族が今自立した生活を送っているかという観点から見ても、まだまだだと思っています。ですから、大森先生がおっしゃるような、2か月後、3か月後という単位でのタームでの呼び寄せはあり得ないと考えています。

ですから、来日した家族が本当に日本語もある程度できて、区役所とか、いろいろな手続を自分でできて、日本政府の助けを借りなくても何でもできるようになっている、そうやって初めて自立したと言えらると思っていますから、そうやってお父さん、お母さんが来ても、我々の貯蓄もあって、老後も養っていけるよ、そうなったときの呼び寄せです。ただ、それは将来的にそういうことがあるのだよということをお前提に来てもらう。そういう

呼び寄せだというふうに理解していますので、もしかしたらそこは時間的な問題としてはそのぐらい必要ではないかと思っています。

○大森委員 家族が離ればなれの時間というのは、ものすごく大事だと思うのですよね。例えば1年も2年も離れていなければいけないのかどうか。呼び寄せは可能ですと言われても、残される側はいつ行くかという計画が立たないわけですよね。

○中川参事官 ただ、呼び寄せてしまったがために、こちらは一方で自立もしていない、それで親が来て、扶養家族がますます増えてしまって、収入はまだ上がらないという状況で、もしかしたら家族全体が自立からさらに遠のいてしまうということになってしまうと、それは受け入れた側の地域からすると、反対にリスクを伴います。もちろん人道支援という意味では離れた期間が短いほうがいいと思いますけれども、一方で受け入れたほうの日本社会のほうも考慮せざるを得ませんので、例えば鈴鹿市や三郷市があそこの家族の両親が来てもいいと言ってくれるかどうかというのは、私はかなり疑問に思っています。

○岩沢座長 兄弟姉妹と甥姪の話がまだ全然できていません。タイムリミットがあり、もう12月ですので、兄弟姉妹と甥姪についても今日何としても議論しないといけないので、親のほうはそろそろまとめさせていただきたいのですが。

2世帯の親子関係のセットという考え方で、祖父母自身も申請者となると、閣議了解が前提になりますので、生活を営むに足る職に就くことは見込まれるという要件が付くわけですけれども、運用上、可能な限り親の同行も考慮するということと、祖父母自身が生活に営むに足るという要件を満たさない場合については、家族呼び寄せについて前回合意いただいておりますので、家族全体としての自立可能性とか相互扶助可能性が前提になりますけれども、祖父母については家族呼び寄せと方法で対応する。それ以外については、第4陣ではなく、それ以降の継続検討課題とする。ということでいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

(了承)

○岩沢座長 そうしたら、よろしいですか。

次に、先ほど太田委員から御提起があった未成年の兄弟姉妹とか、甥姪の問題に移ります。

先ほどUNHCRから問題提起がありましたように、実質上養子に近いような形態にある場合もあるのではないかと思います。未成年の兄弟姉妹といっても、15歳とか16歳という場合もあるかもしれませんが、場合によると、自分の子より年齢が低い妹とか弟がいるようなケースもあるのではないかと思います。そうすると、実際上は、身分は弟や妹かもしれませんが、実際上は自分の子と同じように育てているというようなケースもあるのではないかと。それから、甥姪の場合も、実際には親、つまり自分の兄弟は亡くなってしまっていて、甥姪を引き取って子どものように育てているというようなケースもあるのではないかと思います。そういう、実質的に養子縁組に近いような状況がある場合は、閣議了解では「配偶者及びその子」と言っていますけれども、その「子」に含めるような形で、

未成年の養子に近い兄弟や甥姪は取り扱えないかということなのではございますけれども、事務局は何か御意見はありますか。

○中川参事官 先ほど、小尾オブザーバーからもいろいろなお話を聞いて、ちょっと参考にはなったのですが、インドシナ難民の事例でどうかということについて、別にデータのなものはないのですけれども、当時の担当者の話では、当時はボート・ピープルで来られた人達で、身分関係が分かるような資料というのを元々持っていないということですから、事実上、長年我が子のように育てたというような関係にある者は子として扱っていたというにはお伺いしていますので、そういう取り扱いは可能ではないのかなと考えております。

○岩沢座長 そうすると、実質的に養子縁組と同じような実態があるということを前提とすれば、甥姪、あるいは未成年の兄弟姉妹も、現在の了解等のもとでも可能ということではございますけれども、そういう扱いでよろしいでしょうか。

(了承)

○岩沢座長 そうすると、それに該当しない甥姪や兄弟姉妹については、カバーできないのですけれども、第4陣についてはそこまでは広げなくていいかどうか。そこを御議論いただければと思います。

大森委員、どうぞ。

○大森委員 インドシナ難民のときは、身元引受人がいる人という条件をつけて枠を広げております。

○中川参事官 昭和55年の閣議了解が最後ですけれども、身元引受人というのは削除されていますから、今おっしゃったのは本当の孤児みたいな。

○大森委員 そうですね。

○中川参事官 それは里親が日本にいる場合ということですね。

○大森委員 そうです。あと、十四、五歳の子ども達、インドシナ難民の場合はもちろんボートで着いてしまったとかがありますので、ちょっと違うかもしれません。

○中川参事官 十四、五歳でも、ずっと申請者の両親というか。

○大森委員 両親がいなくて、十四、五歳だけで来た場合もありますね。

○中川参事官 単独ですか。

○大森委員 単独、あるいは兄弟だけで来たというのも対応したことがあります。

○中川参事官 親も無く。

○大森委員 親も無くです。

○池上委員 親は死んでしまうということもあるわけですし。

○中川参事官 ありますよね。ですから、第三国のタイの難民キャンプでそういう事例があるのかどうか、私もよく分からないのですけれども、実際に今タイの難民キャンプでは誰かと生活をしているわけですよね。本当の天涯孤独の小さい子がいるのかなというのは、ちょっとあり得ないような気がするのですが。

○UNHCR（小尾）　そういうお子さんに関しては、これまでは孤児院というような概念もあったと思うのですが、今の潮流としては、そういう施設に入れてしまうよりは、コミュニティの中で育ててもらったほうがいいだろう、あるいは家族の環境というものがやはり大切なのではないかというので、例えば一緒にトラックに乗って来た、そういう大人と親しければ、その人にまず託す。その間に、先ほど言いましたように、この子の最善の利益というものが何なのかという判定を行うということになっています。ですから、原則として誰かと一緒に住んでいるということになると思います。

○中川参事官　そういう場合に、先ほどのお話で、タイ政府がこれを子と見ていいのか、養子縁組をしたというふうに見ていいのかということ判断するのですとおっしゃったのですが、仮に甥姪とか、兄弟姉妹でそういうふう実子として扱っているというケースの場合に、タイ政府としてもう一回それについてチェックが入るのでしょうか。

○UNHCR（小尾）　タイ政府ではないと思います。タイ政府の方も入った形でのチームというのが作られて一応見ているのだと思うのですが、第三国定住のプログラムで提出させていただく中には、もうその審査が終わって、この家族を一つの単位としてという提出になっていると思います。

○中川参事官　なるほど、それはもう一応審査を受けているということですか。

○UNHCR（小尾）　はい。

○IOM（橋本）　質問なのですが、事実上家族と見なしているということは、かぎ括弧つきの甥姪、未婚の兄弟姉妹でもいい、要するに血縁関係がなくてもいい、もっと言うと、諸外国がやっているDNAテストなどは行わなくていい、そういう理解でよろしいですか。

○太田委員　そこまで拡大できるかというのは、1つは入国した後に社会保障制度に乗れるかどうか。甥姪までであれば、今の制度で健保の扶養家族に入れるんですけれども、では小さいお子さんだけでどこの健保に入るかといったら、もう自治体の国保しかないのですね。そうすると、なぜ世帯主と違う健康保険に入らなければいけないかというところでまた課題はあるし、世帯主の負担も二重に健康保険料がかかってくるとか、そういった具体的な、現実的な話ばかりで申し訳ないのですが、そういったこともちゃんと念頭に入れながら議論していただければと思います。

○石井委員　今のお話で言えば、養子縁組をするということならいいということですよ。

○太田委員　先ほど伺ったのは、養子縁組という法的な制度ではないと。

○石井委員　それが元々キャンプの中でそういう法的な枠組みできちんとレジスターされるかということ、それは多分ないと思うのですが、結局日本の法律に合った養子縁組をするという条件ということにすればいいのでしょうか。

○太田委員　日本の戸籍があれば、それは日本の中で養子縁組という形はあると思うのですが、養子縁組された子としての扱いを法的にとれるのかどうなのかというのは。

○石井委員　難民なので、タイでは無理ですよ。本来ミャンマーの国内法のほうに行くことになると思います。でも、その手続きができないというのが難民の通常姿ですから、

それはいかんともし難いのではないかと思うのです。

○IOM(橋本) だからこそ、諸外国ではDNAテストを義務付けているところがあるのです。DNAテストが無いということなのであれば、IOMとしてはそのあたりを保証することができませんので、UNHCRの方が提出されるRRFに基づいて日本政府の方が御承認をしていただきたいと思います。つまり、UNHCR及び日本政府の御判断で、甥姪等々の血縁関係の有無も含めて、それはもう担保されているものということとして理解をさせていただきたいと思います。

○岩沢座長 ここで御議論いただいているのは、甥姪を全て認めるということではないし、未成年の兄弟姉妹を全て認めるということでもなくて、現在の閣議了解でいう「子」にどこまで入れられるかということです。実質的に養子縁組と同様の実態にある場合に、そういう甥姪や兄弟姉妹も「子」に読み込んで受け入れられる場合があるのではないかということです。事務局としてもそういう運用はできそうなので、あとは養子縁組の実態にあるところを日本政府としてどう判断されるかということです。

○中川参事官 どう判断するかです。ですから、そこは慎重にならざるを得ませんし、先ほどおっしゃったように、例えば子供が多いから、悪いですけれども、お守り役で家政婦さんのような状態で連れて来たいとか、連れて来たけれども、この子が気に入らないから虐待になってしまうとか、それは我々としても避けるべきだと思っていますから、本当に子どもとしての扱いを同等にしているのかどうか。それがキャンプの中で、周りの人もそういうふうに認めているのかどうかというのは慎重に判断しなければいけないと思いますが、それを慎重に判断した上で、もし日本の制度に乗っかるとすると、本当に養子縁組をしたであろうと言えるほどの親子関係が認められる場合には、生物学的な子にはこだわらなくてもいいのではないかという理解です。

○岩沢座長 もし閣議了解を変えずにそういう運用ができるということであれば、有識者会議として、実質的に養子縁組をしたと同様の実態があるということを経験として、そういう扱いもありうるということで、有識者会議の意見としてまとめることができるかということをお伺いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

実質的に養子縁組したと同様の実態があるという条件なしには、甥姪とか未成年の兄弟姉妹は、現在の閣議了解のもとでは事実上難しいので、第4陣については難しいということ、よろしいでしょうか。

(了承)

○岩沢座長 ありがとうございます。

そうしましたら、そういうことで基準の話はまとめさせていただきます。

続いて、時間はほとんどないのですが、議論2の論点整理は、事務局から説明していただいて、もし委員のほうから、これを付け加えたほうがいいのかとか、何か特別な論点があれば、後でメールで意見をいただくという形にさせていただきたいと思います。委員の皆さまからいただいたご意見を取り込んだ上で、新しい論点整理案を改めて配って

いただいて、次回検討したいと思います。スケジュールだけは今日決めておきたいと思えます。とりあえず論点の説明だけをお願いします。

○中川参事官 すみません。恐縮ですが、簡単に説明させていただきます。

お手元に論点整理の箇条書きのものと、論点の趣旨と、2枚の種類のを付けさせていただきます。

趣旨としましては、これまで第三国定住事業を開始して以降、主に我々幹事会のほうで議論をしてきたわけですけれども、その議論によって指摘された事項でありますとか、本年4月以降、この有識者会議において行っていただいたヒアリングや、難民定住先への視察等で指摘された事項を踏まえまして、この有識者会議の目的であるパイロットケース終了後の方針について、意見をとりまとめていただくために議論していただきたい論点というものを事務局の立場からとりまとめたものです。

補足的に説明させていただきますと、第1の第三国定住事業の意義・必要性ですが、改めてこれについて議論する必要はないということもあるかもしれませんが、一応総論部分として、我が国が第三国定住事業を行う意義・必要性がどこにあるのかという点については検討していただきたいと思っております。

第2の部分ですけれども、有識者会議の目的でも、このパイロットケースの現状・課題を検証した上で、受入体制等、今後の指標を策定するという事になっております。やはり、現在行っているパイロットの現状を評価していただく必要があろうと思っております。

これまでのヒアリングや視察結果にもありますように、現状のパイロットに対する課題も指摘されているところでもありますので、委員の皆様の間でもそれを改めて整理をしていただいて、どこに問題があるのかということについては検討していただく必要があろうかと思っております。

第三国定住事業の在り方ということで、まず最初に「1 事業全体の枠組」というのを置かせていただいています。現状は出国前研修、6カ月の定住支援プログラム、定住先での職場適応訓練を経て、本格受入れ地域の生活となっておりますが、受入れ地域からは地域に行ってからいろいろな支援が必要だと言われておまして、それは否定できない状況です。ですから、支援の具体的内容について議論していただく前に、大きな枠組みとして、2回目にありました諸外国のプログラム等も参考にしながら、支援の主体がどうあるべきか、あるいは負担のあり方についても、まずは検討していただきたいと思っております。

「2 定住支援の在り方」です。出国前研修、定住地域支援における定住支援センターというのがございます。これについては、今後の議論で先ほど言いました枠組みをもう一回見直すということがありますので、これが既存の制度の前提ありきというわけではございません。もしかしたら枠組みの中でこれは要らないという意見も出るかもしれませんが、必要性の有無も議論していただくという前提で、その点も踏まえて内容、実施期間等を検討していただきたいと思っております。

定住地域の選定ですが、現状では難民の希望する職場が決まって、その後住居が決まるということになっていて、そのため4月に転居する直前に居住先が決まるので、自治体からはそこが不十分だという指摘もあります。そもそも、どのようにして定住地域を選定するのがよいのかという点について御検討いただきたいと思っております。

それから、定住地域による定住支援です。これも現状では支援内容、期間等は定まっておきませんので、必要に応じて行うということになっております。この点についても御議論いただきたいということです。

NGO、コミュニティの関係については、コミュニティというのは地域のコミュニティと難民の所属するコミュニティと両方の意味でございますが、プログラムにおいて今は地域定住支援員というのがありますけれども、どのような連携が望まれるのか御検討いただきたいと思っております。

「3 予算の在り方及び実施スケジュール」ですが、これまでのプログラムの内容について検討していただくと同時に、そのために必要な予算のあり方、スケジュールをどうしていくかについても検討いただきたいと思っております。政府予算の仕組みについて改めて事務局のほうから御説明いたしますが、現状の予算の枠組がそれで大幅に変わるということは予想されない状況であることを御理解いただきながら、集約的かつ効率的な予算執行にどのようなものがあるのかということ、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

「第4の受入れ対象者の在り方」です。これは既に第4陣について今、御検討いただいておりますが、今後の将来的な受入れ対象者の在り方ということで、改めて御議論いただきたい事項でございます。

広報活動につきましても、どういう広報が必要なのかということでございます。

最終的に、パイロット終了後の受入れ方針です。これについては最後の結論部分でございますので、今、御議論していただきたいという趣旨ではありませんが、最終的な出口ということで置かせていただいております。

○岩沢座長 時間がないので、今後の進め方について御提案させていただきたいのですが、今の論点整理案について御意見がありましたら、それを事務局宛てに連絡していただいて、私と事務局の方でその御意見を踏まえて、次回には論点整理案を修正した形で御提出させていただきたいと思っております。今回は、論点整理案がこれでいいかという議論を初めに少しさせていただきたいと思っております。基本的には報告書はこういう構造で、これに肉をつけていくような形で報告書ができ上がっていくというイメージで考えていただければと思います。そういうことを踏まえて、こういう構成でいいか御意見を事務局にお寄せいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(了承)

○岩沢座長 それでは、長時間どうもありがとうございました。本日はこれで終了します。

次回の予定について、事務局からお願いします。

○中川参事官 次回は1月16日、午後4時からということで、場所はまた追って御連絡い



たします。